

三川町広報有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三川町が発行する広報みかわ（以下「広報」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第2条 広告は、その活動内容が明らかな企業又は自営業者等が掲載できるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の規定に該当する営業に係るもの
- (5) 政治活動、宗教活動、個人・団体等の意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (7) 消費者被害の未然予防及び拡大予防の観点から適切でないもの
- (8) 町の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (9) 町税等の滞納があるもの
- (10) その他、町長が広告として掲載することが適当でないとするもの

(広告を掲載する広報)

第3条 広告を掲載する広報は、次のとおりとする。

- (1) 広報みかわ
- (2) 広報みかわお知らせ版

(広告の掲載場所、大きさ及び掲載料等)

第4条 広告の掲載場所、大きさ及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

(広告の掲載位置及び件数)

第5条 広告の掲載位置は、広報の紙面を勘案したうえで、町長が決定するものとする。

2 広報に掲載する広告の枠数は、1種広告換算で原則4件までとする。

(広告及び広告原稿の仕様)

第6条 広告及び広告原稿の仕様は、次のとおりとする。

- (1) 形式：J P E G、P D F及びA I形式のうちいずれかの形式とする。
- (2) 色：広告で使用できる色は、当該広告を掲載する広報みかわ又は広報みかわお知らせ版で使用する色とする。

(広告の掲載順位)

第7条 広告の掲載の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 町内に事業所等を有する企業及び自営業者の広告
- (2) 町内に事業所等を有しない企業及び自営業者の広告

2 前項の各号における優先順位については、町長が決定するものとする。

(広告の掲載料の割引)

第8条 第4条で規定する広告の掲載料について、連続して広報掲載の申込みがあった場合は、その回数に応じて次のとおり掲載料を割り引くものとする。

- (1) 6回以上11回まで 10%割引
 - (2) 12回以上17回まで 15%割引
 - (3) 18回以上23回まで 20%割引
- 2 現に掲載中の広告について、掲載期間中に延長の申出があったことにより前項に規定する割引期間に該当することとなった場合は、延長の回数のみを割り引くものとし、納入済みの掲載料については返還、又は延長分の掲載料との相殺はしないものとする。
- 3 前2項の規定において、連続とは次のとおりとする。
- (1) 広報みかわのみでの連続
 - (2) 広報みかわお知らせ版のみでの連続
 - (3) 広報みかわ及び広報みかわお知らせ版を通しての連続

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、広報みかわ及び三川町ホームページ等により行うものとする。

(広告の掲載の申込み)

第10条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」)は、三川町広報有料広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿並びに企業又は自営業者の前年度の納税証明書を添えて、掲載を希望する広報発行日の1箇月前までに町長に申込みものとする。

2 同一申込者が申込みことのできる広告は、一広報につき1件とする。

3 広告の掲載は、年度を越えて申込みことはできないものとする。

(広告の掲載の決定)

第11条 町長は、前条に規定する広告の掲載の申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を決定し、その結果を申込者に三川町広報有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申込者の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告の掲載の決定を受けた申込者が負うものとする。

2 広告の原稿作成に要する経費は、申込者の負担とする。

3 申込者は、連続して掲載する広告の内容を変更する場合、変更後の広告の掲載を希望する広報発行日の15日前までに当該変更する広告の原稿を町長に提出し、承認を得なければならない。ただし、変更できる広告は別表に掲げる同じ大きさの広告に限るものとする。

(広告掲載料の納付)

第13条 申込者は、町長が指定する期日までに町の発行する納付書により広告の掲載料を一括納付するものとする。

(広告掲載料の還付)

第14条 納付された広告の掲載料は還付しない。ただし、次の事由により広告を掲載できなかったとき、又は変更があったときは、その変更の範囲に応じて広告の掲載料を還付するものとする。

(1) 町の都合により広告を掲載できなかったとき

(2) その他申込者の責に帰さない理由があるとき

(広告の掲載の取り消し)

第15条 町長は、広告の掲載者又は申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定するいずれかの号に該当したとき
 - (2) 町長が指定する期日までに広告の掲載料の納付がないとき
 - (3) 前2項に掲げるもののほか、町長が特に広告の掲載に支障があると認めるとき
- (申込者による広告掲載の取り下げ)

第16条 申込者の自己都合により広告の掲載を取り下げる場合は、当該広告を掲載する広報発行日の15日前までに、その旨を書面により町長に申し出なければならない。

- 2 前項に規定による広告の取り消し又は取り下げた場合は、既に納付された掲載料は還付しないものとする。

(免責事項及び損害の弁済)

第17条 申込者は、広報の配達の遅延、未到達、汚損等による損害については、広告の掲載料の返還及び損害の弁済を請求しないものとする。

- 2 前項のほか、町の過失により広告の掲載に関して発生した申込者への損害に対する弁済額は、納入した広告の掲載料を上限とする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別表

広報の区分	広報の掲載場所	広告の大きさ	広告の掲載料
広報みかわ ・広報みかわ お知らせ版	中面	1種広告 天地65mm 左右89mm	町内の企業・自営業等1件5,000円
			町外の企業・自営業等1件10,000円
		2種広告 天地65mm 左右180mm	町内の企業・自営業等1件8,000円
			町外の企業・自営業等1件16,000円
		3種広告 天地130mm 左右89mm	町内の企業・自営業等1件8,000円
			町外の企業・自営業等1件16,000円